

ふるさと千曲市応援寄附金事業お礼の品出品事業者募集要項

1 目的

ふるさと千曲市応援寄附金事業（以下「本事業」という。）を活用した千曲市の魅力発信及び地元特産品等のPRにより、千曲市（以下「市」という。）への寄附を促進し、市内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者に贈呈する商品やサービス（以下「お礼の品」という。）を出品する事業者を募集する。

2 業務の委託

市がお礼の品に関する業務を委託する業者（以下「委託業者」という。）及び委託業者が管轄するふるさと納税ポータルサイト（以下「管轄サイト」という。）は、次のとおりである。

(1) 委託業者の名称

ヤマト運輸株式会社

管轄サイト

ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび等

(2) 委託業者の名称

株式会社さとふる

管轄サイト

さとふる

3 お礼の品出品事業者（以下「出品事業者」という。）の要件

次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点又は役務の提供場所のいずれかが千曲市内にある企業・団体又は個人事業者であること。但し、市長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 各種法令、条例等に沿った生産・製造・販売又はサービスを行っていること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等並びにこれらのものと密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 取り扱う商品に関するノウハウ（知識、経験等）を有していること。
- (5) お礼の品の提供及び発送を自らの責任をもって行えること。
- (6) 市（町村）税の滞納、未申告がないこと。

4 募集するお礼の品の要件

次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 平成31年総務省告示第179号第5条に適合するもの。
- (2) 本事業以外の販路による販売実績を有し、現在も継続して販売しているもの。ただし、類似品において販売実績を有する場合はこの限りでない。
- (3) 物品は品質及び数量、サービスは役務の質及び件数の安定供給が見込めるもの。また、期間を限定して提供をする場合は、当該期間内の供給量等を順守できるもの。
- (4) 物品は、市又は委託業者から受注後、速やかに発送できるもの。ただし、提供期間があらかじめ設定されているものについては、該当期間内に発送できるもの。
- (5) 物品のうち飲食物は、食品表示法を遵守し産地名等を適正に表示すること。また、

出荷後に適切な賞味(消費)期限が保障されるものであること。

- (6) お礼の品価格については、寄附金額の3割以内の額とし、寄附金額はお礼の品価格に応じて市が定めるもの。
- (7) 本事業に係る指定制度の変更があった場合には、基準に沿った対応を行うこと。

5 出品事業者の業務内容

出品事業者が行う業務等は次のとおりとする。

- (1) 委託業者との連絡・在庫調整によりお礼の品を発送すること。
- (2) お礼の品の梱包は、お礼の品に応じて通常必要と認められる程度の適切な梱包(緩衝材の使用等)を行うこと。
- (3) 市又は委託業者からお礼の品に関し梱包方法その他条件を指定された場合は、それに従うこと。
- (4) お礼の品に同梱できるものについては下記のものとする。
 - ① 市が出品事業者に同梱を依頼した印刷物等
 - ② 出品事業者で作成した商品カタログ、イベント案内、自社ウェブサイトやショップ案内等
 - ③ 市が認めた内容の印刷物等
- (5) 出品中のお礼の品を変更、停止又は廃止する場合は、速やかに市又は委託業者へ連絡すること。

6 費用負担

お礼の品に関する費用負担は次のとおりとする。

- (1) お礼の品代及び配送料は、市が負担する。
- (2) お礼の品代の支払いに要する振込手数料は、出品事業者が負担する。

7 お礼の品に関するクレーム等

- (1) クレーム等の対応方法は、市又は委託業者が決定することとする。
- (2) 寄附者等への回答は、原則として市又は委託業者が行うこととする。ただし、引き続き寄附者、配送業者等との情報の交換、共有等が生じる場合は、市又は委託業者が出品事業者に対応を指示することとする。
- (3) クレーム等の連絡を直接受けた出品事業者は、その場で回答することはせず、把握した内容等を速やかに市及び委託業者に報告すること。
- (4) 出品事業者は、市又は委託業者から再配送の指示を受けた場合は、原則として全量を再配送することとする。
- (5) 再配送に係るお礼の品代、配送に要する費用及び配送済みのお礼の品の回収に要する費用は、出品事業者が負担することとする。ただし、配送時の瑕疵による場合はこの限りでない。

8 申込方法・お礼の品追加方法

- (1) 出品事業者になろうとする事業者は、ふるさと千曲市応援寄附金事業お礼の品出品事業者登録申込書(以下「申込書」という。)、申込書の添付書類欄に示すもの及び誓約書を、委託業者を経由して市に提出すること。
- (2) 申込書と併せて、ふるさと千曲市応援寄附金事業お礼の品登録シートを、委託業者を経由して市に提出すること。
- (3) そのほか、委託業者が求める書類及び資料を提出すること。

(4) お礼の品を追加出品する場合は、市又は委託業者に申し出ること。

9 出品事業者に関する留意事項

- (1) 出品事業者は、本事業推進のため市及び委託業者に協力すること。
- (2) 市は、3の要件を満たさなくなった事業者を出品事業者から除外するとともに、当該出品事業者のお礼の品の登録を廃止することとする。
- (3) 本市が必要と認めるときは、事業者等に対し、実地調査等を含む調査を行うため、出品事業者は調査が適正に実施できるよう必要な書類等の整備・保存を行い、これに誠実に応じること。
- (4) 出品事業者に、虚偽の申請、法令等違反、もしくは委託業者との契約違反等の事由があり、それにより本市に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を及ぼした場合、市は出品事業者に対して、損害の賠償を請求することができる。

10 お礼の品に関する留意事項

- (1) 出品事業者又は出品事業者になろうとする事業者は、市又は委託業者にお礼の品に関する情報、画像データ等を提供すること。
- (2) 出品事業者又は出品事業者になろうとする事業者は、市からお礼の品の販路、販売実績、価格の妥当性を示す資料等の提出を求められた場合は、速やかに応じること。
- (3) 出品事業者は、お礼の品の登録、出品及び停止の時期等について、市の指示に従うこと。
- (4) 出品事業者は、本事業及びお礼の品に係る宣伝・PRについて、市及び委託業者に一任すること。
- (5) お礼の品の価格の変更は、原則一年度につき1回とする。
- (6) 市は、4に規定する要件を満たさなくなったお礼の品の出品を中止し、お礼の品から除外することとする。

11 個人情報の取扱い

出品事業者が業務上知り得た個人情報は、当該業務にのみ使用できることとし、二次利用及び第三者への開示は禁止するとともに、情報漏えいさせてはならないものとする。

12 その他

- (1) ふるさと納税制度の改正等には、市の指示に従うこと。
- (2) 申込み先は次のとおり

ヤマト運輸株式会社 長野主管支店

381-0003

長野県長野市穂保中ノ配 317-1

電話：070-7161-3357 / 026-296-5885 FAX：026-295-6478

E-mail：00842247@kuronekoyamato.co.jp

- (3) 市の問合せ先

千曲市役所 経済部 ふるさと振興課

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

電話：026-214-5799（直通） FAX：026-273-1921

E-mail：f-nouzei@city.chikuma.lg.jp

附 則

- この要項は、令和4年2月8日から施行する。
- この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- この要項は、令和4年6月1日から施行する。
- この要項は、令和4年7月1日から施行する。
- この要項は、令和5年2月15日から施行する。
- この要項は、令和5年4月4日から施行する。
- この要項は、令和6年6月1日から施行する。
- この要項は、令和7年4月1日から施行する。